

第8回 国分寺都市計画道路3・2・8号線沿道まちづくり協議会 議事録

【日 時】 平成20年9月26日(水)午後7時00分～午後9時10分

【場 所】 ひかりプラザ203・204

【出席者】 協議会委員名簿参照(出席者16名)

市事務局4名、協力機関2名

傍聴者3名

(50音順・敬称略)

氏 名	所属等	区分	備考
饗庭伸	首都大学東京 准教授	6号	
有賀隆	早稲田大学理工学術院 教授	6号	
有吉重蔵	国分寺市市民生活部長	7号	
稲垣道子	(株)フェリックス 代表取締役	6号	
岡部利彦	戸倉自治会	2号	欠席
神崎高義	戸倉自治会	2号	
栗原進一	内藤自治会	2号	
神山秀雄	国分寺市商工会	4号	欠席
児玉規孝	武蔵台自治会	2号	欠席
坂本幸雄	公募市民(並木町在住)	1号	
高田千恵美	国分寺市立小中学校PTA連合会	3号	欠席
田嶋正美	国分寺市都市建設部長	7号	欠席
寺内義典	国士舘大学工学部 助教授	6号	
内藤孝雄	内藤自治会	2号	
内藤豊一	内藤自治会	2号	
中村光利	内藤自治会	2号	
中村安幸	東京むさし農業協同組合	5号	
樋口満雄	国分寺市政策部長	7号	欠席
樋口靖明	公募市民(東元町在住)	1号	
船水弘子	国分寺市立小中学校PTA連合会	3号	
保坂剛	国分寺市清掃施設整備等担当部長	7号	欠席
堀口伊作	共益東部自治会	2号	
山根衛	戸倉自治会	2号	

1号委員：公募により選出された市民 2号委員：国3・2・8号線沿道地区関係自治会の推薦者

3号委員：国分寺市立小中学校PTA連合会の推薦者 4号委員：国分寺市商工会の推薦者

5号委員：東京むさし農業協同組合の推薦者 6号委員：識見を有する者 7号委員：国分寺市の職員

：座長 ；副座長

所 属		氏 名
(事務局)	都市建設部 都市計画担当部長	松 本 昭
	都市計画課 都市計画担当課長	増 田 聡
	都市計画担当係長	池 田 昇
	都市計画担当	小 川 登
	"	橋 口 順 子
	"	西 尾 典 子
	(協力) 株式会社 建設技術研究所	

Tel 042 - 300 - 1671

Fax 042 - 323 - 9060

E-mail [toshikeikaku@city.kokubunji.tokyo.jp](mailto:toshikeikaku@city.kokubunji.tokyo.jp)

## 【議 題】

- 1．開会（事務局）
- 2．議題  
(1) 沿道まちづくり方針（案）について  
(2) その他
- 3．閉 会

## 【協議内容】

- 1．開会（事務局）

本日はお忙しい中、お集まり頂きましてありがとうございます。第8回国分寺都市計画道路3・2・8号線沿道まちづくり協議会を開催させていただきます。よろしくお願ひします。

事務局より、配布資料の確認

事務局：これまでの計画策定にあたっては皆様のご協力を頂きましたことに、御礼を申し上げる次第でございます。この3・2・8号線の沿道まちづくり計画でございますが、平成18年、19年度にかけて議論してきたわけですが、今回は、これまで皆様から頂いたご意見を、一つ一つまとめながら様々な議論を行い、まとめ上げたのがこの沿道まちづくり計画書（案）ということになります。本日の予定ですが、この案の中身については、お目を通されたと理解しておりますので、それを踏まえた意見を頂きながら、皆様の同意を頂いた上で計画書案としてまとめたいと考えている次第でございます。以上よろしくお願ひします。

- 2．議題

座 長：事務局の方から本日の会議の趣旨、それから議題書に載っています、まちづくり計画（案）が事前に配布されているかと思いますが、沿道まちづくり計画書（案）ということで、前回の討議の中で少しご意見をいただいてポストイットで書いて頂いたことを踏まえて事務局の方で原案をつくって、事前に内容を少し拝見させていただいております。内容については、全体の書き直しや構成も含めて、手を入れていただいているところもありますので、その辺についてもご理解頂いた上でまとめていければと思っています。それでは、さっそくですがまちづくり計画（案）について説明からお願ひします。

事務局より、まちづくり計画（案）について説明。

座 長：それでは、少し量が多いので、幾つかに区切って議論していきたいと思いますが、まず今の説明について全体で、質問などございましたらお願ひします。

稲垣委員：2 ページ目の国分寺市を取り巻く社会情勢というのがあります。そう書いてあるのですが、内容は、一般論であるようにも見えます。また、「～こういった社会情勢の変化に柔軟に対応して行きます」と書いてあります。柔軟に対応するということと、それ

から計画書の計画内容の関係はどのようなのでしょうか。つまりこういう社会情勢の変化について、後段には何も書かれていないので、こういう社会情勢に柔軟に対応していくということは、計画が非常に不安定なものであると言われてしまうのですが、その辺はどのようにお考えなのでしょうか。

事務局：序章におきましては、一般的な経済情勢の変化がありまして、後段で少子高齢化社会ですとか、自治体の実際の経営に対する期待・課題につなげています。また、社会情勢の変化というのは、細かく一つ一つという意味ではなく、全体的なものとして捉えています。例えば、バリアフリーを例に上げれば、今から10年前のバリアフリーの考え方とは全く違ってきているということです。今回はあくまで現時点で示す方針でございまして、皆様でお作り頂いた基本理念については踏襲するものと考えております。ただ今後7年、8年の時間が経過する中で、様々な価値観、少子高齢化に対する様々な対策と施策の最新のものが出てくるかと思えます。そういったものに対しては、常に最新のものを取り入れていくというイメージで、ここの「柔軟」という表現にさせて頂きました。

稲垣委員：一つ目は、「自治体の経営環境～財政状況を回復の兆しを見せているものの」というのは、国分寺市のことを言っているのかどうかということ。また、社会情勢の変化に柔軟に対応するという事は、せっかく計画を作ったけれど柔軟に対応していくというふうに思ってしまうのです。バリアフリーの考え方が変わったとか変わるだろうとか、その辺のことが計画の中に書いてあればよいのですが。こういう変化があると後ろの方に書いてあれば、柔軟については、後々考えて行く可能性があるのだと思うのですが。

事務局：先ほどご説明しましたように、P3-1でございしますが、協議会の意見を反映した沿道まちづくりの将来像を実現化するため、市では市を取り巻く社会経済情勢や、総合計画に基づく市域全体のまちづくりの取り組み状況などに配慮し、市で対応すべき沿道まちづくりの方向性を提案しました。これは具体的にどういうことをいっているかと言いますと、現在長期総合計画が新しく施行されまして、その1年目として実施計画を実施しています。その内容を踏まえて、3章の中では市が、これから沿道まちづくり計画の中で、現状とまちづくりと整合を図りながら、やっていかなければいけない施策の展開について整理を行っているところでございます。また、そうした状況の中で、第4章の中に挙げさせていただいておりますが、長期総合計画や都市マスタープランなどの上位・関連計画への反映を今後行っていき、市民との協働に向けた体制や市民のまちづくり活動への支援も図っていきたいと考えています。つまり総合計画や都市計画マスタープランの見直しについて、今回皆様にご議論して頂いた内容を反映していきながら予算を確保した上で、この沿道のまちづくりを実現していきたいと考えています。そういった中で、柔軟な対応は必要になってまいります。そこは皆様と意見を交換することにより、理解を頂いた上で皆様にとって良いまちづくりを行っていきたいと考えております。

座長：P3の沿道まちづくりの対象範囲図ですが、この趣旨としては、まちづくり推進地区のことを指しているのかどうか。この計画書案の沿道まちづくりの方針の範囲というのはP3-18の周辺も含めた範囲というような理解でよろしいでしょうか。そうであ

れば、P3のこの沿道まちづくりの対象範囲は、正確に言うと推進地区の範囲を示しているという理解でよいですね。

それでは、意見交換に入っていきたいと思います。まず、一番、意見交換に時間を割かないといけないのは、2章3章4章で特に基本理念と基本方針の所について、意見をお伺いしたいと思います。まず、私からですが、これらの章のつながりが、まだ見えにくいというのが、率直な感想です。

稲垣委員：結局、計画書の中で何を絶対を守るのか、何がこれからの判断によって変わっていくのかという、そういうあたりが非常に見えにくい。大きいことから、かなり身近な細かい所まで、同じようなトーンで書かれていますので、どの部分まで遡って柔軟に対応するつもりなのかということがちょっと分からない。やはりどういう方向で柔軟に考えようとしているのかというように、書けないでしょうか。先ほど申し上げましたように全体の中で同意したものはどれなのかをもう少しメリハリをきかせて頂けたらと思います。

座長：事務局から、どのように考えているのかお話し頂けますか。

副市長：今のご意見についてですが、私も「柔軟に」という表現では何か基が無く、いろいろと変化しやすいイメージの感を受ける。むしろ社会経済情勢の変化を踏まえて進めていくというような意味に表現にしたらよいのでは。社会経済情勢はいろいろ変化するけど、それらを踏まえて進めて取り組みたいということはどうでしょうか。

稲垣委員：計画書の後段に、これからの時代をどう捉えるかという検討内容があるとすれば、変わることもあることも分かりますが。今後、車社会はどのようになるのだろうかとか、農業とはこれからどう考えていくのかといった、今の段階である程度考えられるものについて、検討されていないのが非常に不安な気がするということです。

副市長：逆に今この時代の中では、あまり先読みは難しいのではないのでしょうか。車だって10年前には、これほど大量の車社会はなかなか予想も出来なかったし、逆に10年後、電機自動車や水素エンジンの車社会になっていることも考えられます。そういう意味では科学技術やその他の分野でも様々な進歩が考えられると思うのです。従いまして、今の段階で先を読める人は逆にいるのかなと疑問に思うのですが。

稲垣委員：例えば車については、これから環境の問題が起きて来るといのは、ずっと前から言われています、少なくとも10年以上前から言われています。その部分について、あまりに現状の計画と皆様のお考えだけしか上がっていないことが非常に不安であります。今でも考えられる事というのはかなりあるわけで、それが全然上がっていないと、それがみんな全部新しい要素になってしまって、この計画というのはなんなのだろうかと思ってしまう。

事務局：ご意見ありがとうございました。柔軟に対応するというのは、今ある皆様のお考えとか議論とか考え方をゼロに戻すというようなものではございません。先ほど副市長のご指摘の通り、この世の中の社会情勢は、様々に変化して想像できないほどだったと思います。そういった中で、沿道まちづくりの基本理念、方針に基づきながら、その時の一番良いものを取り込んでいきたいと考えるものでございます。従いまして、決して、最初に決めたことを全てゼロベースに戻すと言うことは考えてはございません。この辺の表記につきましては、今のような誤解も有り得るので、ご意見を頂いた後に

表記の修正等をしていきたいと思えます。

座 長：まちづくり条例では、まちづくりのプロセスの中で、きちっと市民参加の考え方を、しっかりと組み上げられ、なおかつそれが国分寺市の長期総合計画や都市計画の上位のマスタープランの中身と十分に整合していくことで、その中で柔軟に具体的な施策が対応されると思うのですが、その一番大本になるどういうまちをつくっていくのかという理念の部分がきちっと立って、計画書としての筋、流れを通してあればいいのですが、後半の方の具体的な施策の中では、そういう社会情勢の変化までは検討していないのです。

例えば、3章のまちづくり方針の例として挙げられているものは、社会情勢の変化に応じて、柔軟に変わるかもしれない。しかし、その大本になっている大事な所というのは、社会情勢が変わったということは守るといえるものがあるのではないですか。計画書として全体が同じようなトーンになってしまっているの、何が一番こう守れるべきもので、柔軟に施策で考えていいところがどの部分なのかという区切りがちょっと見えにくくなっています。まだ整理仕切れていないという感があります。また、2ページ目の国分寺市を取り巻く社会情勢について、ここはまちづくりの計画書の内容にしっかりと裏付けられたものになっているべきという感じがします。他に意見はございますか。

副 市 長：確かに社会経済情勢の部分は、あまりにも下の部分とつながってこないという感じがします。国分寺市を取り巻く社会経済情勢というのはそれに沿った内容で入れるべきだと思います。

座 長：出来るだけ多くの方から意見ををお願いします。学識者の方からもお願いします。

有吉委員：今の議論が出たように、一般的な社会情勢を入れたつもりなのでしょうが、これでは国3・2・8号線とどのように繋がっているのかということ、ここでは読めないと思えます。あえて入れるのであれば、最後の推進のところ、こういう社会情勢を踏まえて、具体的に進めていくということを入れたらよろしいのではないのでしょうか。

座 長：今の有吉委員の意見についてはよろしいですか。繰り返しになって申し訳ないのですが、計画条件の変化に応じる、施策の柔軟性は必要だと思います。理念とか方針とかが変わるくらい大きな変化がある場合には、同じようにもう一回手続きをしっかりと組んで、それを見直してくださいということです。だから柔軟に対応できるところは勿論あってよいのですが、そうでない部分とそういう部分とが有るという事です。

栗原委員：取り巻く環境をいうのであれば、国分寺市の進めている国分寺駅北口の再開発事業ですとか、西国分寺駅の再開発とか、どういう方向で国分寺市がまちづくりを考えているのかという条件を入れたらほうがいいと思えます。それで、国分寺市は今人口が増えていますけど将来ずっと増え続けるのかとか、あるいは商業化していくのか、工業化していくのかとか、そういったことを環境というバックグラウンドとして、将来を見据えた形を書いておいた方が現実的と思えます。

座 長：今、ご指摘頂いた件というのは、場合によっては8ページに少し上位関連計画における位置付けがありますが、ここに周辺の将来動向や予見とか国分寺市の将来の事業やまちづくりの部分を加えたらいかがでしょうか。もし、今のお話で直接今回のまちづくり計画の方針図の範囲の中に入るようなものがあれば、逆にそれは1章の課題とい

うか、沿道の特性というところでまとめておいた方がいいと思いますが、もう少し広い話であれば、7ページ、8ページのところで、位置付けておいた方がよいのではないですか。饗庭委員は何かありませんか。

饗庭委員：今後の手続きについて、まちづくり条例に基づき推進地区まちづくり計画になると思いますが、この一冊全てが公告・縦覧の対象になるのですか、それとも概要版としてこの計画書の一部が公告・縦覧の対象となるのか確認したいのですが。

事務局：この計画書一式が公告・縦覧の対象となります。

饗庭委員：この計画書一式が縦覧されるとなると、一般の方にはわかりにくいと思います。もう少し絞って何か出していくことが必要ではないかと思います。

あと、3章には割とアイデアが織り交ぜているので、この協議会で決定をしたことは2章ぐらいまでではないかなという気がします。

事務局：3章の中身につきましては、今、国分寺市として取り組んでいる内容、もしくは市の中で取り組める内容を主に記載しています。この中ではソフト面的なものもありますが、基本的には取り組むことができる内容を書いています。

饗庭委員：地区計画についてはかなり強く押し出しているの、これは市が取り組んでいくものと思うのです。その他にたくさん書いてありますが、市がどれだけそこに関わっていくのかその辺りが見えないのです。アイデアばかりでは運用の際にいい加減な対応とならないか、そこの辺りが恐いと思い、意見として受け止めて頂きたい。

稲垣委員：主な施策について、メリハリがなく、ハッキリしないということに繋がっていると思います。今、饗庭委員のおっしゃったことに関連するのですが、私も2章までは協議会がつくった計画で、あとの3章4章は市がつくったという形にして頂いた方がよいのではないのでしょうか。

座長：例えば、3章の中、勿論3-1からずっとあるのですが、各小見出しで出ているものもございませぬ。例えばP3-11ページを見ているのですが、(1)環境施設帯形成の基本的な考え方、それから(2)環境施設帯形成方針でそれぞれ文章が書かれています。この文章の内容は、協議会としても計画書としてきちっと決めていくものだ、ただし下段の「施策の方向」という中には書かれているものは、まだまだ例示的には扱われているものの中には、変化によっては変えられるものも混ざっているということですね。そうすると、基本的な考え方や方針のところまでは、ほぼ良しとして、施策の部分は、例示ぐらいの扱いがいいのではないかと思います。今すぐお答え頂けなくてもいいのですが、計画書の内容としてしっかりと実行していく範囲と、それを実行するための方法論、手段として例示をしている部分というのを少し分けてわかるように書けるといいですね。

饗庭委員：何か、提案めいたことになりませぬけど、要するに今の段階で全て決め切るとは、不可能なわけですから、方針以外のところは、何か次のこのような会議などで意見を聞いて、決定していけばと思います。段階的に市民に計画をつくって市民に見せるようにするってことを、今後考えていただいて、その先に決める事を今回は出さないでおくほうがよいような気がします。

座長：意見の趣旨はよろしいですか。この計画書を一般の方にわかりやすく使っていただくものとして、このような施策の考え方やアイデアがあるような紹介を例示されること

はよいと思います。例えば、コラム風に四角で囲っていただいて、施策の例示だとか、考え方の例示という位置づけにして頂ければ、そこが違うのだというのが分かるのです。なおかつ読む方にはこういう事が具体的に考えられるのだということを理解して頂けるとと思います。

中村（安）委員：今、いろいろとご意見が出ていると思うのですが、平成 12 年に策定された「都市マスタープラン」というものがありますが、この道路の出来る事によって、沿道の価値や魅力を高めていこうというわけですから、このマスタープランをこの沿道周辺に限って早急に見直して頂きたい。このマスタープランをそのままにして置いてもいいものなのでしょうか。

事務局：今後、具体的な検討内容を進めて行く過程で、現在の都市マスタープランの考え方と異なってくるような場合は当然見直しを含めた検討が必要になってくる部分もあると思います。ただし、今この時点ですぐに、変更する、変更しないという議論ではなく、また皆様とのお話し合いの中で考えていきたいと思っております。

座長：続いていかがでしょうか。ご意見又はご質問について何かありませんか。

有吉委員：確認ですが、先ほどから協議会としてこの計画に対する取り組みの部分がどこまでかというところが非常に重要だと思います。結局のところ、これから計画という形で仕上げていくのに、市ではどこまでやれば計画ということで進められるのか。2章まであるいは、踏み込んで3章の方針まで協議会の決定という議論がありましたが、そのようなことで、まちづくり計画として成り立つのかどうか、事務局に確認したい。

座長：ご主旨は先ほどの意見と同じだと思いますが、第3章の施策の例については、アイデア集に近いのが多い。施策は市民参加の手続きも踏んでいないし、ブロック検討会の中で、全ての沿道でそのようなことはやっていないですね。だから方針を実現するための手段、手法については施策の例として、決定する内容はどこまでかを明らかにして下さいということだと思います。

事務局：この計画でございますけども、皆様と一緒に国分寺都市計画道路 3・2・8 号線の沿道を具体的にどのようなまちにしていくかというものを計画書としてとりまとめました。従いましてこれまで皆様の様々なご意見を頂きまして、理念ですとか将来像というものをご一緒して作り上げていったかと思っております。そうした中では、やはり将来像を実現するためには、具体的にどういうものを取り込んでいくのか、こういう事まで示せていないと、この計画そのものが、完全に計画書とはなりえないということがございましたので、私どもといたしましては、各テーマの方向性そして、それを具体化するための取り組みというのをここで書かせて頂いたということです。

稲垣委員：3章に書いてあることも、ある部分は本来2章に書くべき事であるというように思っています。今のままでは2章、3章では少し問題があると思います。もう一つは計画書として一体であるということは構わないのですが、その中で協議会として責任を持てる部分と市の提案という部分といった書き方があってもよいと思います。今言われたような一体のイメージがそういうのも入れなければ計画にならないのだという考えについては、そういう対応の仕方もあります。

樋口（靖）委員：別の話になりますが、幹線道路が出来るとどういった影響が出てくるのか、車の排気ガスによる大気汚染、騒音公害といった話があります。また、生活道路が分断さ

れると、非常に不便な事になるだろうと考えられます。

この計画書を拝見致しますと、環境に対しては非常に細かく書いてある訳ですが、生活の利便性を考慮させる項目は一つあるだけです。また、生活の利便性が向上するのではなく、利便性が低下すると思われるので、その辺を解決する方策を考えますと、その辺の基本理念を追加した方がいいのではないかなと。例えば、生活道路網の構築、あるいは交通渋滞などといった項目が一つあってよいのではないかと。それに対する方針、将来像というのは、もう一つ具体的にあってもよいと思います。

また、生活道路もそうですが、幹線道路について心配しているのです。例えば市役所通りは国3・2・8号線によって赤信号で止まると車の渋滞が発生します。そのような問題をどう解決したらいいのか、交通渋滞対策とか、あるいは生活道路の対策、交通安全問題、そういったものの視点が少し欠けていると思います。

座長：理念としては、生活道路のネットワークだとか、市内道路パターンの強化と書いてあるけども、具体的にどういうふうを考えていくのだろうかという検討がなかなかされていないということですね。そのご指摘は、3 - 16ページのこの安全安心の道路環境の形成って言うところなのでしょうか。事務局の意図としては、国3・2・8号線が出来ることによっての、不都合や不便な状況が起きるのであろう分断に対して、もう少し、安全安心や道路ネットワーク、あるいは移動性の改善を狙っているという、そう言う趣旨で理解していいですか。

事務局：その通りでございます。ただ道路ネットワークと申しますのは、東京都がやっている都市計画道路だとか、幹線道路のネットワークではございません。あくまでも沿道まちづくり計画ですので、3・2・8号線によって、今の通っている生活道路と国3・2・8号線とのネットワーク関係、人としての生活導線、そういったものを3 - 16の中に表現させて頂きたいと思っております。

樋口（靖）委員：市にもう一つ追加をお願いしたい。生活道路という事でいろいろな問題点がありますが、現状分析もあるように道路整備が遅れているので、生活道路の再編も計画書に反映して頂ければと思います。

座長：街路の整備計画に対しても、沿道まちづくり計画に反映させていくような仕組みを、最後の4 - 4ページぐらいの文章で書いてあるといいと思います。現在の市の上位・関連計画から沿道まちづくり計画に関連するものを1章に書かれているのですが、逆にフィールドバックしていくというニュアンスを4章に書かれた方がよいのではないですか。

残り時間が少なくなってきましたので、時間内にご意見を頂けない部分については、ポストイットに意見等を書き込み頂ければと思います。時間いっぱいご意見を聞こうと思いますが、いかがでしょうか。

寺内委員：P3 - 15ページのところは、バリアフリーと公共交通の話が載っていますが、ここに渋滞対策の話を入れた方がよいかもしれません。

また、基本理念の のところで、沿道の魅力や価値を高めるまちづくりについて、将来に向けてどのように変わっていくのかということまで話をさせて頂きたいのですが、「魅力」、「価値」という言葉は見栄えのいい言葉なのですが、これは何だろうともう少し掘り下げて考えて行かなくてはいいなかつたと思います。

あともう一つ、特に3章の中の施策の方向として、例えば、P3 - 15の「～バスルートの設定に向けた検討」「～自転車利用の促進に向けた検討」については、検討しか出来ないと表現されていると思うのですが、一般の市民の方が読まれた場合、何を検討するのかがわからないと思います。市でもこういう事の精度をもう少し高めていく努力をして頂きたい。

座 長：関連してですが、P2 - 1の基本理念 の最初に出てくる地域特性という言葉があります。それと、P3 - 18の沿道まちづくり方針図の中の凡例では、沿道特性という言葉があります。この計画書の中の「地域特性」とか「沿道特性」というのは、どこを参照すれば、その違いがわかるのでしょうか。

事 務 局：この計画書には、それぞれの言葉の定義というようなことを説明する箇所はありません。確かに初めて見る方からすれば、見にくいところがあります。

座 長：協議会で議論してきた中で、地域特性や沿道特性をどのように見ているのかというところは重要でその説明が必要になってくると思います。それを唯一、絶対国分寺市の地域特性はこうであるべきだというような書き方をしなくてもよいのです。私たち協議会としては、このような特性と考えていますというような見方でいいと思います。ですからその沿道特性、地域特性に応じて、このような計画を考えたというふうに繋がっていけるように、今の課題のまとめの前の部分あたりかその辺で少しお考え頂ければと思います。

坂本委員：今の意見に関連するのですが、都市マスタープランにおいて地域の方向性をうたっていますね。この地区はどういう方向に持っていくのか、都市マスタープランに関連して地域特性を誘導していくと思いますが、今後、マスタープランをどのように見直し、この地域特性との違いは何かについて説明をして頂きたい。

座 長：都市マスタープランにおける地域特性と、この計画書の違いについてですか。

坂本委員：その関連で、沿道まちづくりの方針図で、緑のネットワークとかは、マスタープランでも地域の特性の繋がりの中で出ていますが、その地域で沿道とマスタープランの進め方で、どのようなフィードバックするのか。

座 長：この段階で決定できることと、その後、例えば事務局が沿道特性とっているものも含めてどういう解釈があるのか、あるいは実際の沿道の整備については、具体的な計画を策定する段階で検討していくのであって、ここではそういうことは大事だよというような宣言程度に留め、中身には踏み込まないという整理の仕方もあると思います。

坂本委員：マスタープランでは、例えば、場所によっては農と住が共存するような場所がうたっているのですが、この考え方が将来の時代にあった方針なのかどうか。

事 務 局：現在の都市計画マスタープランは平成12年に作成しており、今から約8年前の計画でございます。その当時の沿道特性と言いますか、現在の土地の方向性がうたわれております。今回の計画書の中でも一部そのような表記させて頂いております。ただ今回皆様から議論頂き、当時と現在ではかなり状況が違ってきます。当時の考え方も当然尊重していかないといけないと思いますが、今回の計画書は現在の市民の皆様と作った計画でございます。今後、都市マスタープラン等の変更があるのかという質問を多く頂いております。実際にこの2.5kmの沿線について、様々な方向性が考えられる中、座長がおっしゃられた通り、今後検討していきたいと思っております。

座長：定刻の9時を過ぎましたので、ここで進行を終了したいと思います。当然、議論のされていない部分や意見が出尽くしていないところもあると思います。ご意見等がありましたら、お手元のポストイットに記入の上、事務局に伝えて頂きたいと思います。では今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

#### 事務局より今後のスケジュールの説明

座長：ありがとうございました。

有吉委員：前回欠席したので確認が出来なかったのですが、結局、今日どこまでが決定したのかわかりません。これから事務局が毎回協議会を開催するのかどうかの確認も含め、意見を述べました。計画書案ということで毎回資料が送付されてきますが、どこまでが実際に確認されて、どこまでが決まったのか、そのような進め方にしないといつまで経っても堂々廻りになると思います。皆様もお忙しい中、参加しているのですから、いつまでも続けるわけにはいかないと思うのです。限られた時間の範囲内で納めなければいけないところがあるので、事務局はその辺りを少し意識して、今後の予定を設定して頂きたいと思います。

座長：今のご指摘について事務局より回答頂けますか。

事務局：本日、計画案について皆様からご意見を頂いたところですが、次回の協議会で納めたいと考えております。なお、協議会については、この10月をもって、出来れば終了したいと考えているところです。

また、今回お配り致しました資料の11ページですが、本日は、第8回の協議会でまちづくり計画案について協議させて頂きました。今回皆様から頂きましたご意見を踏まえ、次回に最終計画書を皆様にご呈示し、それを最終案にしたいと考えております。あと一ヶ月ぐらい、大変遅くまでご足労おかけいたしますけれども、そこまでのお付き合いを是非お願いしたいと思っている次第でございます。

稲垣委員：計画の内容というのも大事ですが、そういう理論的なことを考えた場合に、計画をどう扱って、どのように進めていくか、いわゆるプロセスがとても大事だと思います。そういう意味では第4章の中で、いかに次に繋げていきたいかという事を、このようにしておけば大丈夫だなとか、上手いきそうだなと思えるような計画にするように事務局をお願いしたいと思います。

神崎委員：一つよろしいですか。先ほどの話ですと協議会は10月をもって、一応閉められるということですね。ということは、事業スケジュールの中の沿道まちづくりと、それから街路事業との調整・要望については、横断路の設置箇所だとか構造の検討・要望、市道接続、環境施設帯のデザインなどのスケジュールが確かに出ているのですが、あまりに期間が長過ぎます。いつの時点で具体的な議論がされるのか。

事務局：前回の協議会でお示しをし、ご説明をさせて頂いたと思いますが、おっしゃる通りにこのスケジュールの帯については、少し長めに書いております。各地区によって、街路事業の進捗がそれぞれ年次で動いて行きますので、その時点において協議を、その度に行っていくということで、この協議にこの全期間かかると見えますが、そういう意味ではございません。必要な箇所から協議を始めて整備していくということで、ご

理解頂ければと思います。

稲垣委員：10月に協議会が解散してしまうと、市民の方から意見書が出てきたり、まちづくり市民会議から意見が出てきた場合に、内容を見直し変更するなどといったプロセスが何も書かれていないみたいですが、その時はもう協議会はなくなっているのですか。

事務局：実際のスケジュールは先程の11ページの通り、まず協議会で10月末の間で整理して、その後、10月以降にこうした一連の手続きの中で市民の皆様のご意見を伺い、手続きの中で計画書を整理していくということが別にあるという事でございます。

稲垣委員：そのことは、まちづくり協議会は案を提出し、その後は市にお任せする、ということなのですね。

事務局：この中に記載されているとおり公告・縦覧の際に、意見書の提出という手続きの中で整理させていただきます。この意見書に対して見解書を作成する場合に、この沿道まちづくり協議会にご協力を頂き、協議会の皆様と協議を行った上で見解書を整理するという手続きがまちづくり条例の中に位置付けています。

稲垣委員：見解書を作成するのもそうですが、最終的に計画を皆様のご意見を入れて少し直すこともあるわけですから、その段階で協議会が存在しないといけない。やはりこの計画の決定報告までは協議会は存在しないといけない気がするのですが。今後、協議会が関わらなければ計画案をお出しして、後はもう市にお任せするという形になると思うのです。その辺はどういうことでしょうか。

事務局：今後の流れでございますが、まちづくり条例の中で、こういう形で皆様と共に計画案を作りました。資料8-1は、その決定のプロセスを示したものであり、公告・縦覧後に、市民の皆様は意見書の提出ができます。意見書が出た場合には、その意見書に対してどのような見解を持っているかという見解書の中身について、この協議会でも議論頂く場面がありまして、例えばその中で指摘があったとしても計画案の中身そのものを変更するというものではございません。

稲垣委員：計画を変更しないのであれば、公告・縦覧しても意味がないと思います。

座長：この8-1の趣旨は、最終的に決定するプロセスで、公告、縦覧、説明会を経た後に、まちづくりの集いや市民会議があって、そこで様々な提案や意見が出てくるわけです。それを決定するべき計画に反映していくということなのではないですか。その出てきた意見に対して見解書を作るだけという事ではないですよ。計画に反映させて、それで決定していくということじゃないですか。

事務局：今後のスケジュールについては、また次回ご説明します。見解書の作成に関し、作成段階で案に対する修正が有るのか無いのか、その辺は改めて補足させてください。

座長：沿道まちづくり計画は、案が取れた段階のことを想定していたのですが、まちづくり協議会では計画案を策定するとなっています。それであれば、決定案に至るまで、協議会が責任をある程度果たしていくことは当然だと思っております。意見書に対する見解書を作成するまでで終わりというようには想定しにくいと思います。決定案に至るまでの責任を果たすというように理解をしていますので、よろしくご検討下さい。

### 3. 閉会

以上